伊方町入札公告第 ７８ 号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

伊方町長　　高　門　清　彦

1　制限付一般競争入札に付する事項

工事概要等	工 事 名	仁田之浜地区下水道本管更生工事（その２）	
	工事場所	伊方町　仁田之浜地区内	
	工事概要	下水道管渠更生工(φ350　自立管)路線延長　L=56.26m　管渠延長　L=54.46m 管口耐震化工　N=4箇所　MH更生工　N=3箇所	
	工　　期	工事開始日	契約締結日の翌日から
		工期末日	令和９年３月３１日まで
	予定価格	予　定　価　格（税込）	２１，３４１，１００円
		入札書比較価格（税抜）	１９，４０１，０００円
低入札価格調査制度		伊方町財務規則第１１７条の規定により、低入札価格調査制度を採用する。	

2　入札方式

（１）伊方町電子入札運用基準（令和２年１０月１日施行）で定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。
（２）やむを得ない理由により紙入札方式で入札を行う場合は、紙入札方式参加承諾願(様式１)を提出し、承諾を得ること。
①　紙入札方式参加承諾願の提出期間 令和8年11月2日（月）から令和8年11月10日（火）までの執務時間内
②　提出場所　愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
③　提出方法　②の提出場所に持参又は郵送（以下「持参等」という。）により提出することとし、①の提出期間内の必着とする。

3　入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

一般事項	（１）伊方町に令和７・８年度建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、本案件の公告日までに受理されている者であること。
	（２）政令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
	（３）銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
	（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

	（５）本件入札公告日から落札者の決定日までの間に、伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でない者であること。		
	（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成２３年伊方町条例第２０号）第２条第３号に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。		
	（７）本件入札公告日から落札者の決定日までの間に、伊方町建設工事低価格入札者排除措置要綱による排除期間中でない者であること。		
個別事項	（８）建設業法第３条第１項による許可等	許可業種	土木工事業
		許可区分	特定建設業又は一般建設業
		本支店等所在地	愛媛県内
		本支店等区分	本店、支店又は営業所
	（９）伊方町建設工事請負業者格付要領第６条に規定する格付け（本件入札公告日現在）	格付け業種	土木一式工事
		格付け等級	Ｃ級以上
		その他（格付け）	無
	（10）施工実績（本件入札日以前１５年間）	工事の種類等	有（管更生工事）
		単体・ＪＶの別	無
	（11）配置予定技術者の資格等	種類	監理技術者又は主任技術者
		専任配置の要否	否
		法令による資格等	上記８の許可業種について、監理技術者にあっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴（監理技術者講習修了証）を有する者であること。主任技術者にあっては、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者であること。
		申請者との恒常的な雇用関係	入札日以前に申請者と３ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有するものであること。

4　入札参加資格審査申請書等の交付

本件入札の申請書等の様式は、入札情報公開システムで公開するとともに、本件入札の参加希望者に対し、次のとおり申請書等の様式を交付する。なお、本件公告の各期間等における、「執務時間内」とは、伊方町執務時間規則（平成１７年伊方町規則第２号）第２条に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（１）交付期間	令和8年11月2日（月）から令和8年11月9日（月）までの執務時間内
（２）交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総合政策課
（３）交付方法	無料で交付する。（公告の様式を印刷して使用しても構わないこととする。）

5　入札参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、電子入札システムに、次のとおり入札参加資格審査申請書及び添付書類等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 紙入札方式の場合は、提出書類を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

（１）提出期間	令和8年11月2日（月）から令和8年11月10日（火）までの執務時間内
（２）提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総合政策課 ※紙入札方式の場合は、上記場所に持参にて提出 ※電子入札方式の場合は、電子入札システムにて提出
（３）提出部数	１部

（４）提出書類	ア　制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）	
	イ　施工実績調書（様式第２号）	
	ウ　配置予定技術者の資格・工事経歴（様式第３号）	
	エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し	
	オ　手持工事一覧表	
（５）入札参加資格審査結果	ア　通知期限	令和8年11月16日（月）
	※電子入札方式の場合、電子入札システムで入札参加資格確認通知書を発行する。 ※紙入札方式の場合、文書で入札参加資格確認通知書を発行する。	
	イ　入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる。	
	①　申立期限	令和8年11月19日（木）までの執務時間内
	②　申立場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総合政策課
	③　回答期限	令和8年11月24日（火）
（６）入札辞退について	ア　入札書提出前にあっては、電子入札方式の場合は、入札書提出締切日時までに入札辞退届を提出するものとする。紙入札方式の場合は、入札辞退届を契約担当者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。※持参の場合も入札日の前日までに提出すること。	
	イ　入札書提出後にあっては、原則として引換え、変更又は取り消しを認めない。	
	ウ　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。	

6　設計図書の閲覧

入札情報公開システム内で、令和8年11月2日（月）午前9時から令和8年11月26日（木）午後5時15分まで閲覧に供するとともに、次のとおり閲覧に供する。

（１）閲覧期間	令和8年11月2日（月）から令和8年11月26日（木）までの執務時間内
（２）閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総合政策課

7　設計図書の交付

入札情報公開システム内で、令和8年11月2日（月）午前9時から令和8年11月10日（火）午後5時15分まで閲覧に供するとともに、次のとおり閲覧に供する。

（１）交付期間	令和8年11月2日（月）から令和8年11月10日（火）までの執務時間内	
（２）交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課 電話番号 0894-38-2659	
（３）交付方法	無償交付の場合	ＵＳＢメモリ（空き容量が　２ＭＢ　以上のものに限る）を持参のこと。 なお、この場合は上記交付場所において、交付希望者持参のＵＳＢメモリに、ＰＤＦ形式のデータで提供することとし、事前予約は要しないものとする。
	有償交付の場合	交付希望者は、購入する日の前日の執務時間内の午前中までに電話予約すること。（１ページ当り１０円）

※設計図書の閲覧及び交付については、３（８）、３（９）の要件を満たすものに対し行うものとする。

8　設計図書に対する質問

（1）設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、質問事項を記載した書面（様式は任意）を次により提出（ＦＡＸ可）すること。（電子入札システムよりの質問も受け付ける。）

ア　提出期間	令和8年11月2日（月）から令和8年11月13日（金）までの執務時間内
イ　提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　上下水道課　下水道係
ウ　ＦＡＸの場合の送信先	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課（FAX 0894-38-1373）

（2）回答書は、ＦＡＸにより直接質問者に回答するとともに閲覧に供する。（入札情報公開システムにても公表する。）

ア　閲覧期間	令和8年11月17日（火）から令和8年11月26日（木）までの執務時間内
イ　閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総合政策課

9　入札及び開札

（1）入札期間	令和8年11月24日（火）午前9時から令和8年11月26日（木）午後5時15分まで
（2）開札場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1　伊方町庁舎　6階　控室
（3）開札日時	令和8年11月27日（金）　13:30 から

（4）入札書の提出方法

ア　電子入札方式の場合

①　電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ番号（任意の３桁の数字）を入力のうえ、入札書を提出すること。

また、入札時には次の書類を併せて、提出すること。

ア　工事費内訳書

①　入札書に記載の金額に対応した工事費内訳書を提出すること。なお、税抜工事価格と入札書記載金額が異なる場合は、入札書を無効とする。また、工事費内訳書の各項目に金額が記載されていないなど記載内容に不備がある場合は、工事費内訳書が提出されていないものとみなして入札書を無効とし、開札しない場合がある。

②　入札の期間は、令和8年11月24日（火）午前9時から令和8年11月26日（木）午後5時15分までとする。

イ　紙入札方式の場合

①　入札書の様式は、別紙のとおりとし、入札書については、二重封筒とし、外封筒には「入札件名」及び「入札書在中」の旨を記載し、入札書は別の中封筒に入れ、中封筒には「入札件名」、「入札参加者名」及び「入札書」を記載し、密封すること。

また、入札時には次の書類を併せて、伊方町役場総合政策課に持参等で提出すること。

ア　入札参加資格審査結果通知書の写し

イ　工事費内訳書

①　入札書に記載の金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

②　入札書と同様、工事費内訳書は二重封筒とし、外封筒には「入札件名」及び「工事費内訳書在中」の旨を記載し、入札書は別の中封筒に入れ、中封筒には「入札件名」、「入札参加者名」及び「工事費内訳書」を記載し、密封すること。

なお、税抜工事価格と入札書記載金額が異なる場合は無効とする。また、様式の各項目に金額が記載されていないなど記載内容に不備がある場合は、工事費内訳書が提出されていないものとみなし入札書を無効とし、開札しない場合がある。

③　提出された工事費内訳書は、返却しない。

②　入札の期間は、令和8年11月24日（火）午前9時から令和8年11月26日（木）午後5時15分までとする。

（５）入札方法

ア　入札回数	１回
イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。	
ウ　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。	
エ　予定価格を超える金額を記載した入札書を提出した者に対しては、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行う。	
オ　この工事は、伊方町財務規則第１１７条第１項の規定に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者に対して、同規則第１１７条第２項の規定に基づき、低入札価格調査を行うこととしているので、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、低入札価格調査方法について（別紙１）を熟読するとともに、次により、指定書類の提出を求めるので、開札後直ちに準備すること。 なお、期限までに資料が提出できない場合は、当該入札を失格とする。 低入札価格調査資料の提出期限：令和８年１２月４日（金）　１７時１５分 低入札価格調査資料の提出先：愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　上下水道課　下水道係	
カ　この工事は、低入札価格調査制度における失格判断基準（別紙１参照）の対象工事であるため、上記「オ」にかかわらず、設計金額に対し、工事費内訳書に記載の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかが、当該失格判断基準に該当する入札については、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、当該入札を失格とする。	

１０　落札者の決定方法

伊方町財務規則（平成17年伊方町規則第51号）第１１６条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、当該入札価格では契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

１１　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金	免除
（２）契約保証金	契約に際しては請負代金額の１００分の１０以上（低入札価格調査に係る契約にあっては、請負代金額の１０分の３以上）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供、金融機関又は前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

１２　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

（１）入札参加資格のない者のした入札
（２）入札に関する条件に違反した入札
（３）入札者又はその代理人がした２通以上の入札
（４）代理権限のない者のした入札
（５）入札金額を訂正した入札及び記名押印のない入札
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明りょうであると認められる入札
（７）入札について不正の行為があったと認められる場合

１３　契約書作成の要否

要

１４　電子契約の可否

この契約の締結は、受注者の希望により電子契約の方法によることができる。

※電子契約を希望する場合のみ、開札日までに電子契約利用申請書を入札・受付担当に提出すること。

１５　契約の成立

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が２に掲げる要件（入札に参加する者に必要な資格）のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

１６　支払条件

（１）前金払	契約金額の１０分の４以内（低入札価格調査に係る契約にあっては、１０分の２以内）について、請求できる。
中間前金払	契約金額の１０分の２以内（低入札価格調査に係る契約にあっては、１０分の１以内）について、請求できる。
（２）部分払	請求できる。（支払回数　１回以内）

※中間前金払と部分払の併用はできないものとする。ただし、継続費又は債務負担行為による工事の場合は、各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

１７　その他

（１）この公告に定めのない事項については、伊方町財務規則及び関連する法令、規則及び要綱等による。

（２）詳細又は不明な点については下記の担当課に照会すること。

区　分	担当課	電話番号	住　所
入札・受付担当	総合政策課	0894-38-2659 （直通）	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
事 業 担 当	上下水道課 下水道係	0894-38-2654 （直通）	同上

様式第１号

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

年　　月　　日

伊方町長　　様

住所
申請者　商号又は名称
代表者名

令和８年１１月２日付けで入札公告のありました、下記の工事に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　公告年月日　　令和８年１１月２日

２　対象工事名　　仁田之浜地区下水道本管更生工事（その２）

３　工事場所　　伊方町　仁田之浜地区内

４　添付書類